

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成25年7月29日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「小倉南区役所国保年金課が保有する〇〇〇〇 昭和〇年〇月〇日生 〇
小倉南区〇〇〇丁目〇番〇号の国民年金及び健康保険料の納付状況書類一式
（前住所 北九州市小倉北区〇〇〇丁目〇番〇号 平成〇年〇月〇日転入届
出）」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成25年8月7日付け北九南国第205号で、行政文書の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書不開示決定通知書を平成25年8月12日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成25年9月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「異議申立人」自身、当該情報に係る債権者の夫である

という理由により開示すべきであり、また、不存在の理由により不開示とされた文書については、小倉南区役所「国保年金課」と称する理由で開示すべきであるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由について、次のように述べている。

- (1) 国民健康保険料の納付状況書類について、個人情報であるため不開示としているが、「異議申立人」自身、当該情報に係る債権者の夫であるという理由により開示すべきである。
- (2) 国民年金保険料の納付状況書類について、不存在のため不開示としているが、小倉南区役所「国保年金課」と称する理由で開示すべきである。
- (3) ○○は、区役所制度を悪用し、民事上確定し刑事事件に発展した「詐欺」として国民年金及び国民健康保険を取得し、その情報を開示することが、「社会通念上相当」であり、また、犯罪によってその資格を得ることは、より一層不当である。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 国民健康保険料の納付状況書類については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号の不開示情報に該当する。
- 2 国民健康保険料の納付状況書類の開示については、異議申立ての理由である「債権者の夫」であることをもって開示請求がなしうるとは条例上解釈できず、本件の不開示決定は妥当である。
- 3 国民年金保険料の収納事務については、国が行っているため、請求に係る文書は作成しておらず保有していないため、不存在である。

- 4 国民年金保険料の納付状況書類の開示については、小倉南区役所「国保年金課」と称する理由で開示すべきとしているが、小倉南区役所国保年金課として保有していない情報のため、開示は不能であり、開示請求先を誤っている。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、

「小倉南区役所国保年金課が保有する〇〇〇〇 昭和〇年〇月〇日生 〇
小倉南区〇〇〇丁目〇番〇号の国民年金及び健康保険料の納付状況書類一
式

(前住所 北九州市小倉北区〇〇〇丁目〇番〇号 平成〇年〇月〇日転入
届出)」である。

- (2) 国民健康保険料については、実施機関は、本件行政文書として、次の文書
(以下「本件不開示情報」という。)を特定し、個人に関する情報であって、
特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号に該
当するという理由で不開示としている。

- ・ 小倉南区役所国保年金課が保有する〇〇〇〇の国民健康保険料の納付状
況書類

- (3) 国民年金保険料については、実施機関は、国民年金保険料の収納事務は国
が行っているため、請求に係る文書は作成しておらず、保有していないとい
う理由で不存在としている。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、次の2点に要約される。

- (1) 国民健康保険料に係る本件不開示情報が、条例第7条第1号に該当するか
否か
- (2) 本件請求に係る国民年金保険料の納付状況に関する文書が存在するか否か

3 国民健康保険料に係る本件不開示情報の条例第7条第1号該当性の判断

(1) 条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、

「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならないと規定している。

(2) 条例第7条第1号該当性

ア 本号本文該当性

当審査会が、本件不開示情報について、その記載内容を確認したところ、当該文書には個人の氏名、住所、保険証番号等が記載されていた。これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、本件不開示情報は、本号本文に該当する。

イ 本号ただし書該当性

(ア) 本号ただし書ア該当性

本件不開示情報は、その内容及び性質から本号ただし書アには該当しない。

(イ) 本号ただし書イ該当性

本号ただし書イの規定の趣旨は、個人に関する情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と、これを公にしないことにより保護される当該個人の権利利益とを比較衡量し、前者の権利利益を保護することの必要性が後者の権利利益を保護することの必要性を上回ると認められる場合は、本号の不開示情報に該当しないと認めるものである。

後者の権利利益は、本件不開示情報を公にしないことにより保護される当該個人の権利利益であり、本件不開示情報に記載されている個人のプライバシーである。

他方、前者の権利利益は、異議申立人の主張によれば、特定人物の犯罪行為により自分の妻に生じたという損害の回復に本件行政文書の情報が役に立つということであると理解される。しかし、その主張する事実は必ずしも客観的に明らかになっているとはいえず、仮にそれが真実であるとしても、その主張する利益は極めて個人的なものにすぎず、損害の回復と本件行政文書の開示との間の因果関係も間接的であり、明瞭でもない。

よって、前者の権利利益が後者のそれを上回るとは認めることができず、本件不開示情報は、本号ただし書イには該当しないと判断する。

(ウ) 本号ただし書ウ該当性

本件不開示情報は、その内容及び性質から本号ただし書ウには該当しない。

よって、本件不開示情報は、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当である。

(3) 小括

以上のことから、当該行政文書は条例第7条第1号に該当し、不開示とした実施機関の決定は、妥当なものと判断せざるを得ない。

4 本件請求に係る国民年金保険料の納付状況に関する文書の存在についての判断

実施機関は、その納付状況書類について、国民年金保険料の収納事務は国が行っているため、納付状況に係る文書は作成しておらず、保有もしていないとしている。

- 当審査会は、実施機関の理由説明書等の主張をもとに、次のことを確認した。
- ・ 国民年金に係る事務の根拠法は、国民年金法（昭和34年法律第141号）である（国民年金法第1条）。
 - ・ 国民年金事業は、政府が管掌している（国民年金法第3条）。

国民年金法の規定中、本件請求に関連する規定を抜粋すると、以下のとおりである。

- ・ 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする（国民年金法第14条）。
- ・ 厚生労働大臣は、日本年金機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする（国民年金法第109条の10第1項）。
 - （1）第14条の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）
（以下略）
- ・ 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる（国民年金法第3条第3項）。
- ・ 国民年金法第3条第3項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする（国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第1条の2）。
 - （1）～（12）

これらの規定から、国民年金保険料の納付状況は、国民年金原簿に記録され、その記録の主体は厚生労働大臣であることが分かる。すなわち、本件請求に係る国民年金保険料の納付状況に関する文書は、国（日本年金機構を含む。）が作成し、保有しているのである。確かに、区役所に「国保年金課」という名称の組織があることは事実であるが、それは、国民年金法第3条第3項の規定に基づき、国民年金法施行令第1条の2の第1号から第12号までに列挙されている事務を市が行っていることから「年金」の語が組織の名称に入っているにすぎない。しかも、第1号から第12号までに列挙されている、市が行うこととされている事務には、国民年金保険料の納付状況に関する事務は含まれていない。

したがって、本件請求に係る国民年金保険料の納付状況に関する文書については、市は作成しておらず、保有もしていないことが認められ、実施機関が、不在のため不開示としたことには、理由があると認められる。

5 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中 野 敬 一
会長職務代理者		高 木 康 衣
委	員	五 十 嵐 享 平
委	員	田 村 奈 々 子
委	員	中 谷 淳 子